

えば5年ごとに将来人口推計等が出し直されることになりますと、その見直しを踏まえて、平均でやっておるスライド調整の数字も見直す必要が出てくるのではないかということを書いております。ただし、一番下の「○」にありますように、将来大きく減少していく人口などから、早めに取り込んで調整をしておりますので、早めに給付水準の調整が進んでいき、短い期間で調整期間が終わる。また、そういうことで結果的に最終的な給付水準、所得代替率は実績準拠法よりも低くなくて済む結果になります。

16ページは、実績準拠法と将来見通し平均化法のスライド調節の率がこんな変動をするということを見ていただいております。0.0%のところに横にずっととつておりますのが、一人当たり賃金の伸び率の基準の線です。ずっと変動しておりますグラフは実績準拠法ですが、こういうふうな人口の変動を掛けた結果、すなわち総賃金が小さくなっていくのではないかということで、前半のころは0.3%前後ずつスライド率を小さくさせていただかなければいけない。後半になると人口の減りぐあいが大きくなってくるということで大き目に調整をしていかなければいけない。「▲」を付けてあるところまでが調整が必要な期間と試算しています。

それから、0.5%、0.65%、0.8%で横に線を引いておりますが、将来見通し平均化法ということは、人口の中位推計なら中位推計の2050年までを平均的に最初から調整をするということで、平均値は0.65%になりますので、0.65%、毎年スライド率を小さくさせていただくということになるのではないか。そのときの調整の終了は2023年後ということで早めに終わるのではないかということです。

次に17ページでございますけれども、保険料固定方式というのは、固定をした最終的な負担の範囲内で、社会経済の変動に応じて給付が自動的に調整されるという考え方を基本にしておりますので、平均的に調整をしてしまうというよりも実績に応じた調整という方が、仕組みの考え方にはより整合的かということで、試算の上では、基準ケースはそちらを使わせていただいております。

しかしながら、二つ目の「○」にありますように、実績準拠法ですと、今見ていただきましたように、将来見通し平均化法に比べて水準調整の本格化が遅くなってしまう、調整に時間がかかるということでございます。世代間の関係を考えてみると、なるべく早めに調整をする。将来の世代の方の調整を続けさせていただいて、より給付の水準を低くするということでない方が適切なのではないか。より早めに調整した方が適切ではないかというご指摘がある

ところでございます。

そこで、この将来見通し平均化法でやるやり方もありますが、実績準拠法をもう少し調整して、少し早めに調整をするような考え方はないかということで書き出しております。

①は、実績準拠法を基本にしながらも、その分と将来見通し平均化法、例えばその中位の分の0.65%との差は、大体0.35ぐらいずつ将来見通し平均化法の方が大きいということになるわけですが、実績の変動を踏まえた毎年の調整率プラス将来見通し平均化法との差分だけ、0.35%上乗せをした形で早めに調整をしたらいかがか。すなわち実績の数字+0.35で調整をするというようなことで、機械的にここで提示しているわけですが、そういうことにしてみると、実績は大事にしながらも少し早めに調整が進むということではないだろうか。まだ試算もできておりませんが、そんなことではどうだろうかということで一つ書き出しております。

また、次のページの②ですが、寿命の伸び分を加味するという考え方はないだろうか。寿命はさらに伸びていくという人口推計になっておりまして、2050年までとてみますと、65歳の平均余命は男女平均で22.95歳まで伸びる。それも下の表のように、2025年までの前半の方がぐっと大きく伸びて、年平均0.36%ぐらい伸びていくということでございます。この辺の率をどう考えるかということで、例えば毎年毎年の実績に準拠してスライドを小さくさせていただく率+2050年までの毎年の余命の伸びの平均値、0.28なら0.28を加える。寿命の伸び分で給付が伸びていくわけですから、その分だけはスライド調整率に加えて調整をしていくということも考えられないか。あるいは毎年の実績として、仮に生命表などで毎年の65歳平均余命などが出してくれれば、それを使って、寿命が伸びていく分を実績の数字にのせて調整をさせていただくことも考えられるのではないか。こんなことで、実績を大事にしながらも早めに調整を進めるやり方もあるのではないかということを書き出させていただいております。

なお、19ページは、これまで水準の伸びを調整するということでとってきた方式を改めて簡単に書き出しております。これまで、乗率や定額単価を見直す、あるいは支給開始年齢を見直すということで、いろいろ組み合わせはさせていただいた。これが従来からの方式ということで紹介しておりますが、こういったことを組み合わせることもあるかもしれません、年齢の見直しも既に引上げのスケジュールを決め、乗率も既に時間をかけて調整をさせていただくという中で、こういうものを加えるようなことが適切かどうか。これはまた、ご議論をいただくということではないかと思っております。な

なかなか難しい面もあるのではないかと思っております。

次に21ページからでございますけれども、実際に年金改定率として何を使つていくのかということでございます。今まででは、新規裁定は一人当たり手取り賃金上昇率、既裁定については物価を指標にしていますということですけれども、一人当たり賃金の上昇にかえて、特例期間においては、①とか②みたいな、被用者年金全体の総報酬で改定をする考え方、あるいは一人当たり賃金から被保険者数を引いたもの、同じような考え方になると思いますけれども、そういうもので被保険者数変動率を差し引いたもので改定をする考え方、これを紹介しております。

こういうやり方ですと、利点に書きましたように、年金制度の中の数字を使いますので、早くに把握ができ、それを年金改定率に使いやすいということです。

論点の方に書き出しましたのは、いずれにしましても、被用者の方の数字を使うことになると、自営業の方々の国民年金の額について同じように適用していいかということがあります。これについては所得の伸び率が大体どの程度見れるか、あるいは消費の伸びがどの程度見れるかということを見ていただきましたけれども、そういうものから考えて、被保険者全体の数字で年金改定率というものを動かしていくことも一つの考え方ではないかということをお示しをさせていただいております。

そのほかに国民所得で見る、あるいはGDPで見ることもあり得ると思いませんけれども、国民所得などでございますと、ある程度保険料の賦課ベースに近いものがとれるのではないかと思いますけれども、しかし、数字の確定そのものがどうしても遅くなってしまう。あるいは確報が出た後に、確々報ということでも修正がされたりするということで、大分変わってしまう。あるいは過去の状況を見ましても、変動の幅も大きいということで、今までの一人当たりの手取り賃金上昇でやってきたものに対して大きく違つてしまふのではないか、これはいかがなものかということを書かせていただいております。

あるいはGDPで見るということもあるうかと思いますけれども、GDPはNIに保険料の賦課ベースでないものも加わった数字になると思いますから、それをそのまま使うということはどうだろうか。あるいは確報、確々報の段階でいろいろ修正が加わって変わってきますので、それはどうだろうかということ。

その四角の下は、現在の一人当たりの手取り賃金、可処分所得でやらせて

ただいていることとの連続性になりますと、こういうふうなマクロの数字を使う場合であっても、可処分所得の割合を使わせていただく方が適当ではないということです。

それから、一番下には、繰り返しになりますが、基礎年金と報酬比例、2階との関係ということで、試算の上では1階を2階と同じペースで、同じ賃金の指標で調整していくということでやらせていただいておりますけれども、これについて、例えば違うスライドの調整の考え方、実績準拠法と平均化法のそれぞれ違う手法を使うとか、あるいは違うスライドの指標を使うとか、名目額を下限とするか物価を下限とするかを違えて考えるとかいうことになりますと、1階、2階の調整の割合が違うということになりますので、1階、2階の比率も変わってくる。あるいは最終的に終了する期間の長さも変わってくるということを書いております。

次の23、24、25、26ページは前回と同じ資料ですが、自営業の方々とサラリーマンの方々の過去の消費の動き方は大体同程度であるということを掲げさせていただいております。

なお、最後の27ページには、前回お示しておりませんでした、足元の10年、11年、12年、13年、14年の物価の動き、それから標準報酬の動き、毎月決まった支給する給与の動き、あるいはボーナスを含んだ給与総額の動きを改めて付けさせていただいております。これも足元を見た上でこれからのスライドをどう考えていくかということのご参考にしていただければということでございます。

ちょっと技術的な事項にわたりましたが、以上です。よろしくお願ひいたします。

#### ○ 宮島部会長

ありがとうございました。前回の部会の際に、追加資料の要望がございました。一部それも含んでおりますが、必ずしも全部それに応えていただくということでもございません。今日は、いわゆる保険料固定方式の自動調整というようなことが前から一つの大きな議論の対象に挙がっているわけですが、特にマクロ経済調整がどういうものであるかということについて、新しい話でございますから、皆さんにぜひその性格をご理解いただきたいという点がございまして、少しその辺のところをきちんと説明していただいたという次第でございます。

その意味ではかなりテクニカルな事項も含んでおり、これはやむを得ない面もございます。今の年金課長からの説明に対しまして、15分ほどでございます

が、もし何か、特に資料の内容や説明につきまして、意見あるいは質問でも結構ですが、何かございましたらお願ひします。どうぞ、小島委員。

○ 小島委員

意見は後にしまして、とりあえず質問をします。現行は、実際の新規裁定の年金を計算する場合、過去の毎年の標準報酬月額を裁定の時点で再評価をして計算するということになっています。マクロ経済スライドを入れる場合には、過去の賃金から、2025年までは、例えば私の今年の賃金から0.3%分を引いたものを私の年金の算定基礎にして毎年積み上げていって、最終的に平均の標準報酬を計算して、乗率を掛けるという計算の仕方になるのでしょうか。

○ 坂本数理課長

基本的にそういうことでございます。順序としては、現在一人当たり賃金上昇率を基本にいたしまして、再評価率をつくっておりますけれども、その再評価率をつくりますときに、一人当たり賃金上昇率と総賃金の伸び率の差を反映させるということになろうかと思います。

○ 小島委員

個人の毎年の賃金からスライド調整率0.3%を差し引くのでなくて、再評価率に反映されるということなんですね。そこは技術的な問題としてはわかりました。

○ 渡辺委員

今的小島さんの質問に関連するのだけれども、もうちょっと具体的に言えば、マクロ経済スライドを、例えば来年やるとした場合、まず過去の賃金再評価、例えば昭和30年代は十何倍とか、この数値は確定したものはありますね。これはいじらないわけでしょう。まず、その確認を一つ。

○ 坂本数理課長

そこは現在と同じものでございます。

○ 渡辺委員

それで来年度以降実施したとした場合には、従来の指標と違った、個人ではなくてまさにマクロ経済というか、総賃金の数値を使って再評価率を決めていくわけですね。それは従来の手法に比べると当然低いものになってくる。例えば、昭和42～43年に入社した人が退職したときには、今までの三十数年間を全部これまでの再評価率を使って計算するというやり方は変わらないと、こう考えていいのですか。

○ 坂本数理課長

そのとおりでございます。

○ 渡辺委員

わかりました。

○ 岡本委員

ちょっと内容を理解するために一つだけご説明をお願いしたいのですが、9ページ、10ページのところの新規裁定年金については被用者年金の被保険者の総賃金の伸び率で行うという考え方と、名目年金額下限型、物価下限型の考え方と、それから、13ページの数字と、最後の21ページの指標のところの被用者年金の総報酬と、この全体を含めて理解したいのです。非常に単純なモデルで、今後一人当たりの賃金上昇率がゼロ、それから物価もプラス・マイナス・ゼロということを前提にしますと、総労働人口だけがどんどん減っていき、総賃金報酬が減っていくわけですね。単純に今後賃金上昇率がなくて、物価上昇率がゼロで、労働人口だけがずっと少子化で減っていくというようになつたときに、基礎年金については、変動なり水準について、どんなふうになつていくのでしょうか。

○ 坂本数理課長

2階部分を合わせたものですか。

○ 岡本委員

2階部分は結構です。1階部分のところだけどんなふうになるのかなと思います。

○ 坂本数理課長

まず基礎年金をどういうふうに考えるかというのは、これから大きな検討課題かと考えられます。基礎年金は物価上昇に合わせてその価値を維持すべきだという考え方があるといたしますと、そういう形で基礎年金の水準を考えしていくということになろうかと思います。ただ、この試算では、基礎年金と報酬比例部分と同じように扱っております。

今、岡本委員が挙げられました前提の下におきましては、賃金も上がらない、物価も上がらない、それで人口だけが下がっていくということになりますと、スライド調整率といたしましては、例えば0.3といった数字が出てくるわけでございますが、それを一人当たり賃金上昇率から引きますとマイナスの数字になるわけでございます。そうしますと、名目年金額下限型という考え方からいたしますと、それはマイナスにはしない、ゼロのままということになるわけでございますので、この場合は改定が行われない。

既裁定につきましても、物価がゼロでございますので、ゼロからスライド調整率を引きますとマイナスになりますので、名目額は保証するということから、

ここも改定を行わないということになろうかと思います。

○ 神代部会長代理

18ページの寿命の延びを勘案するやり方なのですが、これは従来なかった考えが新しく出てきたように伺いましたが、人口推計が5年ごとに変わるわけですから、ここに書いてある例示で出ている0.28というのは、5年ごとに変わる可能性があるということですか。

○ 坂本数理課長

この数字をどういうふうに扱うというのは、また検討課題かと思いますが、ここで出しております0.28の根拠になりますものは、5年ごとに変わる可能性があるということでございます。

○ 宮島部会長

マクロ経済スライドの考え方について、非常に細かい点ではいろいろございますが、ほかに何か、ご質問があれば伺っておきたいと思います。

○ 渡辺委員

今回のテーマとは直接関係ないのかもしれないけれども、現在の保険料負担は13.58%となっているけれども、例えば仮に、いずれ私たちもこの部会で議論しなければいけない女性と年金の問題で、3号被保険者が全員保険料を払うとする、その可能性はないわけではない、そうなりますと、当然13.58%という水準も、例えばこの試算の20%という上限も全部変わってきますね。その場合試算というのは、もし仮にできるのだったらやってもらいたい。あくまでもこの試算は3号被保険者の存続を前提にしていますね。

○ 坂本数理課長

保険料固定方式の場合には、将来の保険料の拠出計画を固定して、そのかわりに給付水準を調整することです。例えば3号が拠出するということになりますと、その分、財政的に収入が多くなるという形に全体としてなり、その分、調整される給付が少なくなる。したがって、最終的に給付水準が高くなる、基準ケースでは52%という数字が出ておりりますけれども、この所得代替率がもう少し高くなるということが起こり得るのではないかと考えられるところでございます。

○ 木倉年金課長

補足しますと、あくまで今の保険料階段と最終保険料を固定しておきますから、13.58から上がっていく率で収入が決まっていくということですが、今、おっしゃるように支える方の保険料総額が人数が伸びたりして増えていくということになりますと、収入が多くなる分、スライド調整を適用する期間の方が

変わってきて、早めにスライド調整を終えても大丈夫でございますから、所得代替率は予測よりも落ち込まないで済むというわけです。

○ 渡辺委員

仮に3号という制度がなくなった場合、厚生年金保険料から3号分として基礎年金勘定にいくお金は少なくなる理屈でしょう。そうすると今のお話だと、いかなくなるお金は給付改善の方に使うという発想だということですか。

○ 坂本数理課長

そのようになろうかと思います。

○ 渡辺委員

それを前提に、20%の場合には云々という試算をしていらっしゃるというふうに解釈していいのですか。

○ 高橋総務課長

3号については、年末に四つの案を示しています。一番今の形に近いのは、第4案としてお示ししたパートへの適用を拡大し3号を縮小するものです。これは基本的には余り影響を与えない。それから、3号の方の年金についてそのご主人の配偶者の2階分の年金を分割して奥さんに与える案、これは基本的には、負担と給付の関係は何も変わっていませんから、こういう調整だと何も変わりありません。

もう一つは、例えば奥さんの方についても、何らかの特別な負担をしていただく、あるいは給付の方を、今は基礎年金を満額お出ししますけれども、それを削っていく。負担を余計に出してもらうという方は収入は多くなる。けれども、給付は別に現行と変わらない。それから給付の方を少し抑制しますというものは、負担の構造は今と変わりなくて給付が減るということですから、財政的にはいずれにしてもプラスの方向にしか働かないはずです。それがどれぐらいのウエイトになるかというのが問題なんですけれども。

○ 渡辺委員

それはわかるのだけれども、財政的にはプラスの効果があることは確かでしょう。特にⅡ案、Ⅲ案といった方針をとれば。その場合に、20%か18%でもいいのだけれども、固定する保険料は3号の見直しがプラスに働くことを考慮しているのか、してないのかという前提があるわけでしょう。仮にⅣ案が採用された場合に、Ⅳ案とⅡ案では違う結果が出るわけでしょう。当然この試算も、変わってくるのではないでしょうかということを申し上げている。

○ 高橋総務課長

第3号の方につきましては、第Ⅰ案と第Ⅳ案は、財政的には基本的に変わり

ないのですけれども、負担調整なり給付調整を入れた場合には明らかに財政に影響を与えます。具体的には、第3号被保険者についてどういう案を実際に設計するかによって変わりますから、そこが決まらないと、財政にどのようなインパクトがあるかわからないということでございます。

○ 宮島部会長

今、渡辺委員からお話が出ましたように、給付と負担の議論は、例えば第3号被保険者をどうするかなど、女性と年金の問題でこれまで検討した議論に絡む問題であるということは十分承知しております。最後の方に、もう一度申し上げようと思ったのですが、給付と負担の議論は一たんこういう形でいたしまして、また、各論を展開する中で、再度大きな議題として取り上げていく。ほかの個別の議論をしながら、恐らく最終的にはこの議論に全体的にまとめ上がっていいくというような意識を持っておりますので、今日のところは、少なくとも資料の（2）についての質疑は一応ここで終わらせたいただきたいと思います。

なお、この中身につきましては、もっと細かい議論をするといろいろございます。ただ、アイディアについての大きな問題点なり考え方をどう考えていくか、特に新しいテーマでございますので、私自身も自分で計算したりなんかしてやっておりましそし、ぜひ委員の方々には大変申し訳ございませんが、そういうやり方で理解を深めていただきたいと思っております。

それでは、これから前回に続きまして、給付と負担の在り方に関しまして、委員の方々からいただいております意見書をもとにこれからご説明をいただき、意見交換を行いたいと考えております。本日は資料2のように、井手委員はじめ山崎委員まで大変貴重な資料をいただいております。中には、前回の私の要望に応えていただきまして、数字的な資料も提出いただいたケースもございます。大変ありがとうございます。

まず、提出された委員の方からご説明をいただき、その後、ご欠席の大澤委員のものは簡単に事務局からご説明いただいた後、発言のご希望があれば伺い、それから意見交換をしていきたいと思っております。

いつもアイウエオ順ではやや不公平でございますので、今回は逆回りにしたいと思います。山崎委員、矢野委員、杉山委員、翁委員、岡本委員、大澤委員、井手委員、こういう順番でお願いしたい。時間に限りがございますし、大変申し訳ございませんが3分から5分ぐらいを目処にご説明いただければというように思います。それでは、山崎委員。

○ 山崎委員

「給付と負担の在り方」について、前回のご説明を受けて考えましたことをまとめました。短いので読み上げさせていただきます。

まず給付水準の考え方であります、給付水準の設定につきましては、「共働き世帯モデル」、「転職者世帯モデル」で設定して、それらの世帯において現役世代の消費水準と比較して、ある一定の消費水準を確保できる給付水準を確保できればよいのではないかというふうに考えます。

共働き世帯の給付水準は片働きの被用者世帯よりも高く、転職者世帯の給付水準は夫婦共に生涯第1号被保険者で基礎年金のみである世帯よりも高いので、従来の世帯モデルには問題がある。また、高齢世代の消費水準は年金水準によって規定される要素が相当にあるので、これを給付水準の設定や改定の指標とすることは必ずしも適切でないと思います。

世代間の消費水準の比較でございますが、前回、『家計調査』による比較についていろいろ議論がありました。特に大澤委員からそういうご指摘があったわけですが、『国民生活基礎調査』の「生活意識」の調査結果ともほぼ一致するように思います。ちなみに、『平成12年国民生活基礎調査』の世帯主年齢階級別生活意識をみると、「苦しい」世帯の割合は、全世帯で50.7%でございますが、年齢階級別では現役世代に苦しい人が多くて、総体的に高齢世代では若干ですが、低くなっています。また、児童のいる世帯では、「苦しい」世帯の割合が56.1%と高くなっています。

それから、給付水準の下限でございますが、保険料固定方式では、給付水準は一義的には定まらないが、「公的年金が老後生活の支えとしてふさわしい価値のあるものであるためには、給付水準の調整には一定の限度（給付水準の下限）が設けられることが必要である」とか、「自営業者世帯（基礎年金2人分）における給付水準の下限については、モデル年金に関する所得代替率のような指標がない中で、どのように考えるか」という給付水準の下限について問い合わせがあったわけですが、生活保護の生活扶助の基準や改定方式が参考になるのではないかと思います。

生活保護基準と年金給付水準の間には直接的な関連はないわけですが、社会保険としての年金について防貧機能が期待されていることからすれば両者が全く無関係だともいえないわけであります。今日の生活保護基準は、一般国民の生活水準との均衡を図るという観点から設定され、国民の消費支出の伸び率に準拠して毎年改定されているわけで、少なくとも基礎年金の給付水準については生活保護の基準や改定方式が手掛かりになるように思います。つまり先ほどの議論にもありました、1階と2階はやはり区別すべ

きだと私は思っております。

一方、2階部分の年金額の改定については、既裁定年金を含めて給付水準の調整を急ぐという観点からすると、スライド調整を行うと前年度の名目年金額を下回るときは年金改定率をゼロとするという提案の「名目年金額下限型」を採用するか、あるいはさらに踏み込んで一定水準を超える年金については年金額の改定を当分の間凍結するということも考えられると思います。つまり1階と2階の改定方式を分けて、さらに2階あるいは全体の年金額の水準が高い人については、この際、改定を凍結するということまで考えてはいかがかということあります。

次に負担の在り方でございますが、厚生年金・国民年金の保険料収入について、前回、実績と14年、15年の見込みが出されたわけですが、14年及び15年はかなりあまい数字になっているのではないか。つまり財政的には非常に厳しい状況に既に達しているとみるべきではないかと思います。雇用、賃金の動向からすると、13年度の実績に比べて14年度うんと保険料収入が増えるというようなことはあり得ないわけでございますが、そのような予算になっているということでございます。

保険料の引上げ計画でございますが、社会保障制度審議会年金数理部会『第四次報告書』では、「世代間扶養の考え方を取り入れた公的年金においても、保険料の拠出時点に給付が確定できて、しかもその負担を平準化する必要があると考えられる部分（たとえば、スライド再評価を除いた老齢年金の報酬比例部分）については、その給付に見合う積立金を確保していく必要がある」としていますけれども、保険料の引上げ計画を策定するにあたっては、最低限の財政規律としてこういった考え方を取り入れるべきではないかと思います。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、次は矢野委員、お願ひいたします。

○ 矢野委員

私からは、2通出しておりますけれども、もう一通の方は岡本さんにやっていただきことにして、「事業主負担の日米比較」についての意見の部分について申し上げます。

読み上げます。前回の資料1の29ページに記載されている「社会保障費用及び租税等の事業主負担の国民所得比の日米比較」、これは私の資料の3枚目に付けておりますが、これは議論をミスリードする資料となるおそれがありますの

で、公正な比較を行うために、両国のデータの基礎をできるだけ合わせたものとする必要があると考えております。

国際比較の難しさは十分承知しておりますが、日本の事業主負担に退職一時金に係わる負担が含まれていないのは明らかにおかしいと思います。基本的に退職一時金のない米国と違い、日本では、年金と退職一時金が一体として退職給付制度を形成しております。特に企業年金は、大部分が退職一時金から移行したものとなっております。

したがって、米国の私的年金に係わる負担に対応するものは、日本では、年金の掛け金だけでは不十分であり、退職一時金に係わる負担を加えたものとする必要があります。

そこで、前回の厚労省資料に、退職一時金等に係わる日本の事業主負担を加える方法で推計を行いました。それによりますと、別紙2枚目でございますけれども、退職一時金、医療保険等に関する日本の事業主負担の国民所得に対する割合は、2.1%と私どもは見ております。これを加味いたしますと、日本の事業主負担の方が高くなり、厚労省資料のように、「わが国よりアメリカの事業主負担の方が高い」とは言えない、と見るわけであります。

また、このような事業主負担の比較にあたっては、単に社会保険の料率だけで比較するのではなく、総額人件費といった、雇用に伴う総コストで比較することも重要であります。さらに、多くの企業が現在、雇用維持に努めており、それに伴うコストの負担の大きさも認識しておく必要があると思います。

2ページの比較表についての説明は省略いたします。ご覧いただきますとおわかりのとおりであります。ちょっと追加して、このお配りした3ページの資料、図表7、これの左側の表についても一言申し上げたいと思います。ここでは、事業主が負担する社会保険料率の国際比較を行つておるわけありますが、事業主負担である労災保険料、雇用保険三事業負担が含まれていないという問題があります。より重要なことは、企業が従業員を雇用することに伴いまして、負担しているのは社会保険料だけではないということであります。当然ながら、賃金や法定外の福利厚生費等も負担しているわけであります。

意見書にも書きましたけれども、事業主の負担を見る場合、単に社会保険の料率だけを取り出して比較するのではなく、このような従業員雇用と切り離せない負担も加えてみる必要もあるのではないかと思います。我々の推計では、とりあえず賃金に社会保険料だけを加えた従業員一人当たりの事業主負担を比較すると、日本はドイツ、アメリカ、フランス、イギリスを大きく上回っているということを指摘しておきたいと思います。